

令和8年度就学援助費の申請を 受け付けします！

福島町教育委員会では、福島町に住所がある児童・生徒の保護者で、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に該当する方に対し、就学費用の負担を軽減する目的で援助を行っております。

令和8年度分の申請について、**全保護者あてに案内通知文と申請書類を配付します**ので、援助を希望される方は、期限までに提出されるようお知らせします。

助成を受けられる方の範囲

◆要保護

- ・生活保護受給世帯

◆準要保護

- ・町民税非課税および減免世帯
- ・国民年金掛金の減免世帯
- ・児童扶養手当受給世帯
- ・災害などにより就学費用の負担が困難な方がいる世帯など

援助対象経費

- ①学用品費
- ②校外活動費
- ③通学用品費（1学年を除く）
- ④修学旅行費
- ⑤新入学児童生徒学用品費（1学年のみ）
- ⑥クラブ活動費（中学生の該当者のみ）
- ⑦生徒会費（中学生のみ）
- ⑧PTA会費
- ⑨卒業アルバム代
- ⑩オンライン学習用通信費

※要保護世帯については、教育扶助により支給されるものは対象外となります。

新入学児童生徒学用品費の 援助について

新入学児童生徒学用品費については、各学校入学前の3月中に支給することとしてあります。

これに伴い、新入学児童生徒分の案内通知文と申請書類については、下記のとおり送付しております。

◆新小学1年生分…教育委員会より配布

◆新中学1年生分…在校している小学校より配布



申請書類の 提出期限および提出先

希望する方は

◆新小学1年生

【提出期限】2月13日(金)まで

【提出先】教育委員会事務局

◆新中学1年生

【提出期限】2月13日(金)まで

【提出先】現在通学している各小学校

◆在校生

【提出期限】3月13日(金)まで

【提出先】現在通学している各小中学校

お問い合わせ先：教育委員会事務局 学校教育係 ☎47-3675